

# 佐賀県ゴルフ協会（佐賀県ゴルフ場協議会）規則

## 第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、佐賀県ゴルフ協会（佐賀県ゴルフ場協議会）という。

（事務局）

第2条 本会の事務局を、正会員の所属ゴルフ場内に置く。

（目 的）

第3条 本会の目的は、次の通りとする。

1. 県下ゴルフ場の健全発展・親睦・連携を目的とする。
2. 協会・連盟の事業を民主的・自主的に運営をする。

## 第2章 会員、役員、組織

（会 員）

第4条 本会の会員を、正会員と準会員に分ける。

1. 正会員は、九州ゴルフ連盟加盟コースのゴルフ場とする。
2. 準会員は、九州ゴルフ連盟未加盟コースのゴルフ場とする。

（顧 問）

第6条 本会に、学識経験者を顧問として置くことができる。

（役 員）

第7条 本会は、次の役員を置く。

1. 名誉会長・会長・副会長・監事・幹事（正会員支配人）・事務局長とする。
2. 任期は2年とし、幹事会の推薦により総会にて選任する。  
会長の任期は最長4年とする。
3. 会長は、会を代表し本会を総括する。
4. 副会長は、会長を補佐し会の運営を主宰する。また監事を兼ねる。
5. 幹事は、会の運営にあたる。

### 第3章 総会、懇親会、研修会及び幹事会その他

(総会、懇親会)

第8条 会員の懇親会は、会長の招集により年2回行い、その内1回は総会を兼ねる。

(研修会)

第9条 ゴルフ運営に必要な研修会は適時開催する。

(幹事会)

第10条 幹事会は、必要の都度開催し本会の運営に当たる。

1. 本会の年次計画、予算の立案
2. 総会、懇親会、研修会の運営
3. 税対策及び税についての情報交換
4. 連盟の諮問について答申及び連盟への具申、要望
5. その他目的達成の為の必要な事項の運営計画

本会により委員会を設ける。委員は会員の中から会長がこれを委嘱する。

### 第4章 会費及び会計

(会費)

第11条 本会の会費は、正会員は1ゴルフ場あたり年間10万円とし、準会員は1ゴルフ場あたり年間2万円とする。

(会計)

第13条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付則)

1. 本規約は、昭和57年4月1日から施行する。
2. 本規約は、昭和63年6月1日一部改訂
3. 本規約は、平成5年6月11日一部改訂
4. 本規約は、平成28年5月10日一部改訂
5. 本規約は、2019年5月10日一部改訂